

# 管路パトロール実施要領

令和 6 年 4 月 1 日

昭 和 村

# 目 次

第1章 共通	2
1 適用の範囲	2
2 管路安全点検の目的	2
3 管路安全点検の種別	2
(1) 管路巡視点検	2
(2) 緊急時点検	2
4 管路安全点検対象施設	2
5 管路安全点検の頻度	2
6 管路安全点検の実施者	2
第2章 パトロールの作業内容	4
1. 点検項目及び内容	4
(1) 管路巡視点検	4
(2) 緊急時点検	4
2. 緊急時の対応	4
第3章 パトロール結果の記録	5

## 第1章 共通

### 1 適用の範囲

本マニュアルは、昭和村が管理する下水道管渠等に適用する。

### 2 管路安全点検の目的

幹線管渠・マンホールの現状把握、及び異状発見による早期の対応・修繕を図るものとする。

また、点検作業から得られた情報を蓄積することで効果的な施設保全に資することを目的とする。

### 3 管路安全点検の種別

管路安全点検の種別及び内容は次のとおりとする。

#### (1) 管路巡視点検

管路巡視点検とは、基本的にマンホール蓋の開閉は行わず、管路施設が埋設された道路の状態、マンホール蓋の状態を定期的に観察することにより、管路施設の地上部の状態を把握するための作業をいう。

#### (2) 緊急時点検

緊急時点検とは、管路施設に地震・豪雨等による災害が発生した場合若しくは災害が発生する恐れがあり、それに起因する第三者被害が生じる恐れがある場合に管路施設の異常の有無について被害状況の確認並びに安全性の確認を行う作業をいう。

### 4 管路安全点検対象施設

対象施設は、表1「パトロール対象施設」とする。

### 5 管路安全点検の頻度

原則として表2「パトロール頻度」に沿って計画的に実施する。

管路施設が持っている特性は、埋設個所の環境等により異なるため、これまでの維持管理の実績(点検・調査結果、管路施設の重要度・老朽度・埋設場所等)を基に検討を行い各処理区毎に具体的な周期設定することが出来る。

なお、緊急時点検は、所長の判断により実施する。

### 6 管路安全点検の実施者

点検は、上昭和浄化センター等管理運營業務委託の受託者とする。

表 1 「パトロール対象施設」

対象施設	上昭和地区
管 渠	全 延 長:17.907km 幹線管渠:4.03km 一般管渠:13.877km
マンホール	箇 所 数:709箇所 内(不明42箇所)
その他施設	中継ホップ場:4箇所

表 2 「パトロール頻度」

施 設	点検の頻度
幹線管渠	四半期に1回程度
マンホール	四半期に1回程度
その他施設	行程に余裕がある場合に、点検者の判断により実施する。

## 第2章 パトロールの作業内容

### 1 点検項目及び内容

#### (1) 管路巡視点検

管渠、マンホールを対象に、表3「管路巡視点検項目と内容」のとおり、埋設された地上部(道路面)の状況やマンホール蓋の状況について、道路通行上の支障の有無を確認する。

表3 「管路巡視点検項目と内容」

巡視項目	巡視内容
地上部の状況	・ 路面の亀裂、沈下、陥没の有無 ・ 溢水の有無 ・ 周辺状況等の確認
マンホール蓋の状態	・ 蓋のがたつき ・ その他損傷等の有無
その他施設	・ 中継ポンプ場、幹線流量計の受電盤、緊急遮断ゲート等の外観目視確認。

#### (2) 緊急時点検

管路施設の異常の有無について、被害状況の確認並びに安全性の確認を行うことから、点検項目及び内容については、表3「管路巡視点検項目と内容」と同等程度とする。また、ポンプ場等については運転状況等の確認を行うものとする。

### 2 緊急時の対応

緊急の対応が必要と判断されるような危険箇所(事故が発生している場合や施設に著しい損傷が生じている場合)を発見した場合には、発見者はバリケード等を設置するなど、適切な保安措置を行い安全性の確保を行うとともに、各関係機関へ連絡し、その指示に従うものとする。

## 第3章 パトロール結果の記録

### 1 管路施設等点検報告

点検時に、「パトロール報告書」を作成記録する。

「パトロール報告書」には、以下の事項を記載する。

- ①実施日、巡視担当者 職氏名
- ②対象施設名(線名、施設名、巡視時間)
- ③巡視結果(異状の有無)
- ④その他

※異状があった場合は、写真・地図等を添付する。